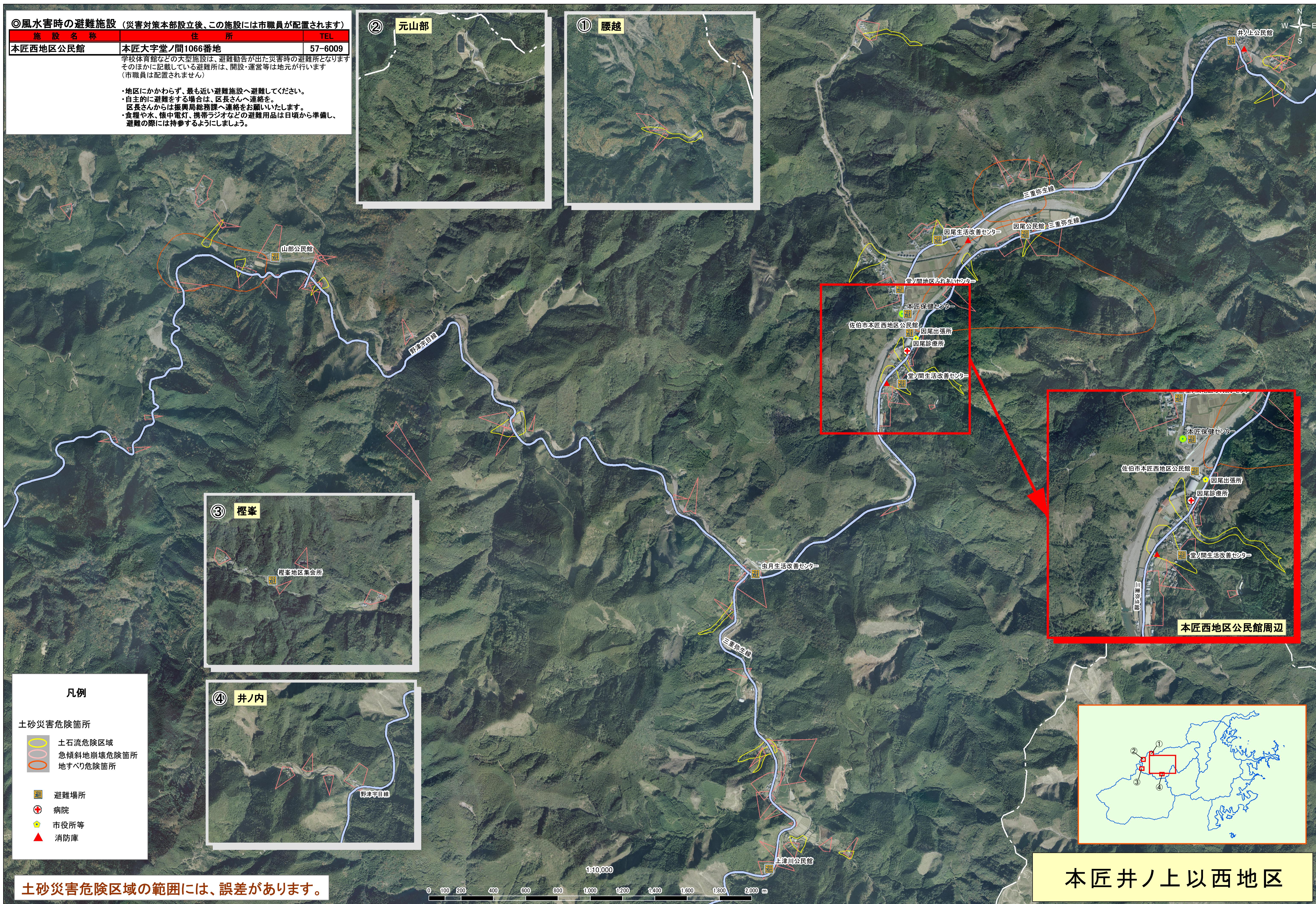


◎風水害時の避難施設（災害対策本部設立後、この施設には市職員が配置されます）

施設名称	住所	TEL
本匠西地区公民館	本匠大字堂ノ間1066番地	57-6009

学校体育館などの大型施設は、避難勧告が出た災害時の避難所となります
そのほかに記載している避難所は、開設・運営等は地元が行います
(市職員は配置されません)

- ・地区にかかわらず、最も近い避難施設へ避難してください。
 - ・自主的に避難をする場合は、区長さんへ連絡を。
区長さんからは振興局総務課へ連絡をお願いいたします。
 - ・食糧や水、懐中電灯、携帯ラジオなどの避難用品は日頃から準備し、避難の際には持参するようにしましょう。



土砂災害危険区域の範囲には、誤差があります。

本匠井ノ上以西地区